**２－１　私立幼稚園園則例（２－２・２－３以外の幼稚園）**

|  |
| --- |
|  |

○○○幼稚園園則（例）

目　次

　　第１章　総則（第１条－第６条）

　　第２章　学年、学期及び休業日等（第７条－第９条）

　　第３章　教育課程及び教育日時数（第10条－第11条）

　　第４章　入園、退園及び修了等（第12条－第21条）

　　第５章　保育料、入園選考料及び入園料（第22条－第26条）

　　第６章　職員組織（第27条－第28条）

　　第７章　補則（第29条）

　　附　則

　　　第１章　　総　則

　（目　的）

第１条　○○○幼稚園（以下「幼稚園」という。）は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

　（位　置）

1. 幼稚園の位置は、岩手県○○市○○とする。

　（教育年限）

第３条　幼稚園の教育年限は、○年とする。

　（入園資格）

第４条　幼稚園に入園できる者は、満○歳から小学校の始期に達するまでの幼児とする。

　（園児の定員）

第５条　幼稚園の園児の定員は、○○人とする。

　（学級編成）

第６条　幼稚園の学級数は次のとおりとし、１学級は、学年の始めの日において同じ年齢にある園児○人以内で編制するものとする。

　　○歳児　○学級　○人

　　○歳児　○学級　○人

○歳児　○学級　○人

　　　第２章　　学年、学期及び休業日等

　（学年及び学期）

第７条　幼稚園の学年は、４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

２　学年を分けて次の３学期とする。

　　　　第１学期　　４月１日から７月31日まで

　　　　第２学期　　８月１日から12月31日まで

　　　　第３学期　　１月１日から３月31日まで

　（休業日）

第８条　幼稚園の休業日は、国民の祝日の関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日及び土曜日、日曜日のほか、次のとおりとする。

　(1)　学年始休業日　　４月１日から４月○日まで

　(2)　夏季休業日　　　７月○日から８月○日まで

　(3)　冬季休業日　　　12月○日から翌年1月○日まで

　(4)　学年末休業日　　３月○日から３月31日まで

　(5)　開園記念日　　　○月○日

２　保育上必要があり、かつ、やむを得ない理由があるときは、幼稚園長（以下「園長」という。）は、前項の規定する休業日のほかに休業日を設け、又は休業日に保育を行なうことがある。

　（保育終始の時刻）

1. 幼稚園の始業及び終業の時刻は、午前９時から午後２時までとする。

　　　第３章　　教育課程及び教育日時数

　（教育課程）

第10条　幼稚園の教育課程は、幼稚園教育要領（平成29年３月31日文部科学省告示第62号）に定める基準により園長が定める。

　（教育日時数）

第11条　幼稚園の年間の保育時間数は39週以上とし、１日の保育時間数は4時間以上とする。

　　　第４章　　入園、退園及び修了等

　（入　園）

第12条　幼稚園の入園は、選考のうえ園長が許可する。

２　入園の時期は、原則として学年の初めとする。

　（転入園及び再入園）

第13条　園児の数が園児の定員に満たなくなったときは、園長は次の各号の一に該当する者のうちから転入園及び再入園を許可することがある。

1. 他の幼稚園に在籍し、かつ、相当年齢に達している者で、転入園を願いでた者
2. 幼稚園を退園した者で、再入園を願いでた者
3. その他前各号に準ずると認められた者

　（入園申込手続）

第14条　幼稚園に入園（転入園及び再入園を含む。以下同じ。）を志望する者は、入園願書（様式第１号）に入園選考料を添えて園長に提出しなければならない。

　（入園手続）

第15条　幼稚園に入園を許可された者の保護者は、当該入園許可の日から○日以内に入園料を添えて入園手続を行わなければならない。

　（入園許可の取り消し）

第16条　園長は、前条に定める期間内に入園手続が行われない者について、入園許可を取り消すことがある。

２　園長は、入園式の日に理由なく登園しない者について、入園許可を取り消すことがある。

　（欠席等）

第17条　園児が病気その他の理由により欠席又は遅刻するときは、保育開始の時刻までにその旨を保護者から園長に届け出なければならない。

　（出席停止）

第18条　園長は、伝染病にかかり、またはかかったおそれのある園児に対して、その出席停止を命ずることがある。

　（退園及び転園）

第19条　幼稚園を退園又は転園しようとする者は、あらかじめ、その旨を園長に届け出なければならない。

　（修了証書の授与）

第20条　園長は、幼稚園の教育課程を修了した者に修了証書（様式第２号）を授与するものとする。

　（賞　罰）

第21条　心身の発達が著しく他の模範となる者は、これを褒賞することがある。

２　他の園児に対し、教育上好ましくないと思われる者は、これを１週間以内の登園停止とすることがある。

　　　第５章　　保育料、入園選考料及び入園料

　（保育料等の額）

第22条　保育料、入園選考料及び入園料の額は、次のとおりとする。

　(1)　保育料　　　月額　　　　円

　(2)　入園選考料　　　　　　　円

　(3)　入園料　　　　　　　　　円

　（保育料の納付方法等）

第23条　幼稚園に在園する者は、毎月その月分の保育料を○日までに納付しなければならない。ただし、欠席期間が月の初日から末日までの全日数にわたるときは、その月分の保育料を徴収しない。

　（保育料等の減免）

第24条　園長は、経済的事情等により、特に必要があると認められる者に対し、保育料及び入園料を減免することができる。

　（保育料等の還付の制限）

第25条　既納の保育料等は還付しない。

　（保育料滞納者に対する処置）

第26条　園長は、保育料の未納が納期後１か月以上に及んだ園児について、登園を停止し、なお、引き続き保育料を納付しないときは、これを除籍することがある。

　　　第６章　　職員組織

　（職　員）

第27条　幼稚園に次の職員を置く。

　　　　　園　　長　　　１名

　　　　　教　　諭　　　○名

　　　　　養護教諭　　　１名

２　前項の職員のほか、幼稚園に副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、助教諭、養護助教諭、講師、事務職員その他必要な職員を置くことがある。

　（園医等）

第28条　幼稚園に園医、園歯科医及び園薬剤師を置く。

　　　第７章　　補　則

　（補　則）

第29条　この園則で定めるもののほか、その施行に関し必要な事項は、別に定める。

　　附　則

　この園則は、平成○○年○○月○○日から施行する。

　　附　則

　この園則は、平成○○年○○月○○日から施行する。

　　附　則

　この園則は、平成○○年○○月○○日から施行する。